

青森県報

第二千六百四十七号

平成十八年
六月三十日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こどもみらい課) ……一

告 示

公衆浴場入浴料金の価格の一部改正……………(保健衛生課) ……二

生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……二

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………(同) ……二

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……六

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……六

開有地の売却に係る一般競争入札……………(経理課) ……七

建設業者の許可の取消し……………(五所整川備原) ……八

監査委員……………(事務) ……八

監査結果に対する措置の公表……………(事務) ……八

正 誤……………(事務) ……八

平成十八年三月三十一日号外第三十六号規則中……………(健康福祉政策課) ……九

平成十八年五月十二日定例告示中……………(林政課) ……一〇

平成十八年三月三十一日号外第三十一号人事委員会中……………(人事委員会事務局) ……一〇

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十六号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 第十八条第六項の規定により知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に係る入所等徴収金の額を決定する場合(同項第一号、第二号又は第四号に掲げる期日において決定する場合を除く。)

における別表第三の備考一の5及び6並びに別表第四の備考一の規定の適用については、平成十八年度に限り、別表第三の備考一の5中「基準日の属する年度(基準日が四月から六月までの間にある場合は、基準日の属する年度の前年度、以下同じ。)」とあるのは「平成十七年度」と、「基準日の属する年度分」とあるのは「平成十七

年度分」と、同一の6及び別表第四の備考一中「基準日の属する年の前年（基準日
が一月から六月までの間にある場合は、基準日の属する年の前々年）」とあるのは
「平成十六年」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百九十六号

平成九年七月十一日青森県告示第四百九十六号（公衆浴場入浴料金の価格）の一部
を次のように改正し、平成十八年七月一日から施行する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一中「三百五十円」を「三百九十円」に改める。

青森県告示第四百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助
のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第
一号の規定により告示する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
あけぼの薬局妙見店 八戸マナクリニッ 鈴木内科医院	青森市問屋町一丁目一八の四七 八戸市大字十三日町一五 三三元ビル五F 八戸市大字稲荷町二一	平成一八・六・一 " "

まさいく整形外科 仁歯科医院	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕二〇の一 十和田市大字三本木字並木西一七八の一	" "
-------------------	--	-----

青森県告示第四百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のと
おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第
二号の規定により告示する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	医療法人白心会北村 医院	むつ市柳町一丁目九の五五	平成一八・六・一
変更後	医療法人白心会北村 医院むつレディースク リニッック		

青森県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第
五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつたの
で、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所 名称	施術所の所在地	廃止 年月日
土橋 一太	三戸郡階上町蒼前東 六丁目九の二〇〇	ふれあい心 のサーピス 八戸営業所	三戸郡階上町蒼前東 六丁目九の二〇〇	平成 一八・五・三

青森県告示第五百号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から施行する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 八戸支店八戸市 民病院出張所	八戸市大字田向
「 八戸支店八戸市 民病院出張所	八戸市大字田向
「 八戸支店南郷出張所	八戸市南郷区大字市野沢

に改める。

を

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年六月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人五能線活性化倶楽部
- 三 代表者の氏名

小野 正文

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字安原二丁目一三の二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、県民及び国内外の五能線に関心を寄せる人々に対して、五能線沿線の観光資源の調査、研究及び紹介と同沿線の自然環境保全を図る事業を行い、同時に五能線沿線の過疎地域に於ける保健・医療の改善をはかる活動及び五能線沿線の観光に携わる人材育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おおせつからんど
- 三 代表者の氏名
向山 満
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市大字市川町字桔梗野上一九の二三七 麦沢方
- 五 定款に記載された目的
この法人は、オセツカを中心とした野生生物全般の生息環境（生態系）の保全を図り、生物多様性を維持すると同時に地域住民と環境との共生に関する事業を行い、環境問題の解決と持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白神自然学校一ツ森校

三 代表者の氏名

永井 雄人

四 主たる事務所の所在地

西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字上禿八八の二

五 定款に記載された目的

本会は、自然学校として白神山地の山・川・海の自然を創造的に活用した自然体験の活動を実施し、ゆとり教育・環境教育のリーダーを養成し、地元の地域経済の振興のために森林整備・農村振興・自然公園の整備など幅広い森林保全作業も行い国土の健全な発展に寄与することを目的として発足する。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の二二二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の二二二

代表取締役 上山高司

2 福田道路株式会社

新瀧県新瀧市川岸町一丁目五三の二

代表取締役 三浦克彦

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設及び営業の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前九時三十分（ただし、年間七日間を前利用するこ とができる時 間帯）	株式会社サンデーの 開店時刻 午前九時 三十分 閉店時刻 午後九時	平成 一六・六・一六
	株式会社サンデーの 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時	株式会社サンデーの 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時	
	午前六時四十五分 （ただし、年間七日 間午前七時三十分 から午後十一時三十 分まで）	午前六時四十五分 （ただし、年間七日 間午前七時三十分 から午後十一時三十 分まで）	

四 届出年月日

平成十八年六月五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年六月三十日から同年十月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協あやめ館

青森市大字三内字丸山一の一七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の一

理事長 井筒智義

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時（ただし、日祝祭日午前九時、年間五日間午前七時） 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時（ただし、年間十日間午前七時） 閉店時刻 午後十一時	平成 一八・三・一
来客が駐車場を利用することができる時間	午前九時（ただし、年間五日間午前六時五十分）から午後九時十五分まで	午前八時五十分（ただし、年間十日間午前六時五十分）から午後十一時十五分まで	

四 届出年月日

平成十八年六月十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月三十日から同年十月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協あじさい館

青森市松原三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の二

理事長 井筒智義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の二

理事長 井筒智義外

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の開設の運営方法に関する事項	開設時刻 午前九時、年間五日間（ただし、年間九時、午後九時）	開設時刻 午前八時五十分（ただし、年間十日間（午前七時））	平成一六・三・一
大規模小売店舗において小売業を行う者の開設時刻及び閉店時刻	開設時刻 午前九時、午後九時	開設時刻 午後十一時	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時（ただし、年間五日間）から午後九時五十分まで	午前八時五十分（ただし、年間十日間）から午後十一時五十分まで	

五 届出年月日

平成十八年六月十二日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月三十日から同年十月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	十和田市大字三本木字千歳森二八四の 一から二八四の八まで、二九三の九及 び五三七の二の一部
開発許可を受けた者の住所及 氏名(名称)	十和田市東二十三番町一の一 株式会社創建ホーム

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市造道三丁目一九四の一	宅 地	六、四三五・二〇平方メートル

二 予定価格

二億四千百万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市造道三丁目一九四の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場 所
青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室
2 日時

平成十八年八月二日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年七月二十六日午前九時三十分から、青森市造道三丁目一九四の一において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市桜川三丁目一三三七の三	宅 地	三三七・五九平方メートル

二 予定価格

二千三十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市桜川三丁目一三三七の三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

2 日時

平成十八年八月二日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年七月二十六日午前十一時から、青森市桜川三丁目一三三七の三において現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社長谷川建設

二 代表者の氏名 長谷川 茂美

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野八四の四七三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第四〇〇〇三四号

五 取消年月日 平成十八年六月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年一月二十日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成17年11月2日付け青監査第78号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年 6月30日

青森県監査委員	林 忠 男
同	鶴 賀 茂 世
同	小比類巻 雅明
同	阿 部 広 悦

監査箇所名	監 査 結 果	措 置 の 内 容
原子力安全対策課	旅費において、精算確認手続等が適正に行われていない	旅費の返納については、処理を完了した。今後、旅費の精算に当たっては、原課での確認はもとより、主

	め返納を要するものがある。	管課でも確認するようチェック機能の強化を図った。
自然保護課	旅費において、精算確認手続等が適正に行われていないため返納を要するものがある。	旅費の返納については、資力のない高校生を除き、処理を完了した。今後、旅費の精算に当たっては、原課での確認はもとより、主管課でも確認するようチェック機能の強化を図った。
	委託料において、契約内容どおり業務が履行されていないものがある。	平成17年度以降実施分については、適切な検査を行い、契約どおり履行されている。
県境再生対策室	収入未済の解消に努めること。	収入未済の解消のため、滞納者の財産（売掛債権3千5百万円）の差押を実施しており、このうち平成17年度分の5百万円については収納している。 残額の2千万円の債権について平成21年度まで毎年度5百万円ずつ収納していくこととしている。
青森県原子力センター	委託料において、支払手続が遅延しているものがある。	業務課と連携を密にし、業務完了後、業者に点検報告書、請求書の提出を催促する等、再発防止に努める。

正 誤

健康福祉政策課

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成16.3.31 号外第三六号	規則	第四四号	九	上	後ろ三か	紙11中「健康福祉課の課長殿」「健康福祉こどもセンター所長 殿」を「地域県民局長 殿」に 健康福祉こどもセンター所長」に	紙11中「健康福祉課の課長殿」「健康福祉こどもセンター所長 殿」を「地域県民局長 殿」に 健康福祉こどもセンター所長」に

平成一八・三三 号外第二二二号		発行年月日 発行番号
人事委員会		区 分
五	一五	ペー ジ
上	上	段
ら 三	後 三	行
給料月額を調整」を	条例	誤
給料月額」を	規則	正

人事委員会事務局

平成一八・三三 第二六二六号			発行年月日 発行番号
告示			区 分
第四二二号			番 号
三			ペー ジ
上			段
ら 一	後 一	三 五	行
その関係書類	六の 一	六の 一	誤
その図面及び関係書類	三六の 一	三六の 一	正

林 政 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭